

令和5年9月25日

令和5年度第6回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和5年9月25日（月）

午後1時30分開会～午後2時25分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 3階 301 会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報 告 4 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第33号 非農地証明願について

4. 協議事項

1) 農政

協議（5） 大崎市の農業振興策に関する政策提案について

5. 出席農業委員(24名)

2番	小野寺 正 晃 委員	3番	布 塚 幸 子 委員
4番	中 本 奈 美 委員	5番	白 川 知 則 委員
6番	高 橋 順 子 委員	7番	佐々木 ひろ子 委員
8番	櫻 井 正 幸 委員	9番	齋 藤 真理子 委員
10番	菅 原 清 一 委員	11番	佐々木 正 彦 委員
12番	下 山 信 行 委員	14番	只 埜 和 臣 委員
15番	鈴 木 至 委員	16番	佐 藤 裕 之 委員
17番	佐 藤 伸 幸 委員	18番	佐々木 俊 通 委員
19番	佐々木 大 委員	20番	中 森 昭 悦 委員
21番	中 鉢 守 委員	22番	菅 原 まり子 委員

23番 今野久男 委員 24番 中條泰洋 委員

25番 熊谷安正 委員 26番 佐々木政直 委員

6. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

3番 門間すみ子 委員 8番 高橋勝 委員

7. 欠席委員(2名)

1番 菅原ひろみ 委員 13番 高橋英理子 委員

8. 遅刻委員(なし)

9. 議案提案者

会長 佐々木政直

10. 出席職員

事務局長 千葉晃一 事務局次長 藤本将寛

事務局長補佐 星充浩 事務局長補佐 真田賢一

主幹兼係長 石垣佳子 主幹兼係長 今野春樹

主事 岡田隼弓 再任主査 荻野信男

事務所長 佐々木賢 主幹兼係長 大沼淳子

主事 三塚裕介 再任主査 高橋清一

午後1時30分開会

事務局(真田賢一事務局長補佐)

ただいまから、令和5年度第6回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(真田賢一事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長(佐々木政直会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、1番菅原ひろみ委員、13番高橋英理子委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和5年度第6回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。5番白川知則委員、6番高橋順子委員にお願いします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、星充浩事務局長補佐を指名します。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔報告1～4の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告4の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

21番です。報告3の農地現状変更届についてご質問いたします。農地の中央に、高さ3メートルの盛土をすることなのですが、理由があれば教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

こちらの申請についてですが、高低差を整える目的で盛土をすると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

21 番委員。

21 番（中鉢守委員）

工事完了後の土地利用が畑となっておりますが、何を作付けするかおわかりになりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

作付けする作物に関しましては、聞き取りを行っておりませんでした。

議長（佐々木政直会長）

21 番委員，よろしいでしょうか。

21 番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第 30 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について、番号 99 番から 115 番までの 17 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 30 号番号 99 番から 115 番号までの 17 案件について、質疑

を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第30号番号99番から115番号までの17か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第30号番号99番から115番号までの17か件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号72番から80番までの9か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。9月22日金曜日午前9時より、4番委員、7番委員、15番委員、16番委員、3番推進委員、8番推進委員の6名と事務局2名で現地調査をいたしましたので、調査報告いたします。番号72番から74番を8番推進委員、報告をお願ひします。

8番（高橋勝推進委員）

推進委員8番です。番号72番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場8台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、南側が雑種地、その他三方は畑でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は既存のU字溝へ流し、生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策については、土留め擁壁をすることです。

続きまして、番号73番、74番を併せて報告いたします。転用目的は、砂利採取をするものです。申請地周辺の状況は、北側が畑、その他三方は田でございました。申請地の管理状況は、稲が作付けされておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、1年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号75番を4番委員報告をお願いします。

4 番（中本奈美委員）

4番です。番号75番を報告いたします。転用目的は、砂利置場、大型トラック等駐車場として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側が畑、西側が資材置場、南側が道路を挟んで田、北側が雑種地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理となり、かつU字溝も設置されておりますので問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号76番を16番委員報告をお願いします。

16 番（佐藤裕之委員）

16番です。番号76番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場2台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と北側が畑、西側と南側が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で、生活排水は浄化槽を設置します。土砂流出対策については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号77番を4番委員報告をお願いします。

4番（中本奈美委員）

4番です。番号77番を報告いたします。転用目的は、資材置場、駐車スペースとして利用するものです。申請地周辺の状況は、東側が雑種地、西側が道路を挟んで畑、南側が田、北側が畑でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策については、土留め擁壁を設置することです。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号78番、79番を15番委員、報告をお願いします。

15番（鈴木至委員）

15番です。番号78番を報告いたします。転用目的は、建築条件付宅地分譲4区画、位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が道路を挟んで畑、西側が田、南側が畑、北側が宅地でございました。申請地の管理状況は、稲が作付けされておりました。農地区分は、おおむね300メートル以内に鉄道の駅が存在する第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は既存のU字溝へ流すことで、問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策については、L型擁壁を設置することです。

続きまして、番号79番を報告いたします。転用目的は、アパート2棟、駐車場12台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が畑、南側と北側が田でございました。申請地の管理状況は、野菜が作付けされ、一部は雑草が繁茂しておりました。農地区分は、おおむね300メートル以内に鉄道の駅が存在する第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は既存のU字溝へ流し、生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策については、L型擁壁を設置することです。

11番（佐々木正彦委員）

番号80番を3番推進委員、報告をお願いします。

3番（門間すみ子推進委員）

推進委員3番です。番号80番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲8区画、位置指定道路、専用通路を設置するものです。申請地周辺の状況は、西側が田、その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は既存のU字溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策については、土留め擁壁を設置するとのことでした。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第31号番号72番から80番の9か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第31号番号72番から80番までの9か件を意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第31号番号72番から80番までの9か件について、意見相当と認め県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号400番から412番までの13か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第32号番号400番から412番までの13か件について、質疑を承り

ます。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第32号番号400番から412番までの13か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第32号番号400番から412番までの13か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第33号非農地証明願について、番号12番から14番までの3か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。それでは現地調査報告いたします。番号12番、13番を7番委員、報告をお願いします。

7番（佐々木ひろ子委員）

7番です。番号12番を報告いたします。申請地の状況は、門道として利用されておりました。20年以上経過していることの証明となるものは、固定資産の課税証明書で、昭和54年に居宅が存在していることを確認し、その当時から門道として利用していると思われます。

続きまして、番号13番を報告いたします。申請地の状況は、門道として使用されておりました。20年以上経過していることの証明となるものは、固定資産の課税証明書で、昭和48年に居宅が存在していることを確認し、その当時から門道として利用していると思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号14番を16番委員，報告をお願いします。

16番（佐藤裕之委員）

16番です。番号14番を報告いたします。申請地の状況は，作業場，機械置場として利用されておりました。20年以上経過していることの証明となるものは，固定資産の課税証明書で，昭和52年に作業場等が建築され，現在に至っていることを確認いたしました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第33号番号12番から14番までの3か件について，質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第33号番号12番から14番までの3か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第33号番号12番から14番までの3か件について，農地法の適用を受けないことを証明いたします。これで，審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは，次第の8協議事項に入ります。はじめに，農政の協議（5）大崎市の農業振興策に関する政策提案について，事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただ今，事務局より説明がありましたが，何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ，農政の協議（5）大崎市の農業振興策に関する政策提案については終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員からの報告並びに連絡事項はありますか。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか報告並びに連絡事項はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ，以上で本日の審議事項並びに協議事項については，すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして，議長の座を降りさせていただきます。本日は，誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして，令和5年度第6回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後2時25分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 白 川 知 則

委 員 高 橋 順 子